

令和 6 年

第 3 回 忠岡町議会定例会会議録

第 3 日

閉会 令和 6 年 9 月 6 日

忠 岡 町 議 会

令和6年 第3回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

令和6年9月6日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1 番 河瀬 成利議員	2 番 今奈良幸子議員	3 番 北村 孝議員
4 番 小島みゆき議員	5 番 二家本英生議員	6 番 是枝 綾子議員
7 番 松井 匡仁議員	8 番 三宅 良矢議員	9 番 前川 和也議員
10 番 尾崎 孝子議員	11 番 勝元由佳子議員	12 番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
町長公室長	立花 武彦		
町長公室次長兼秘書人事課長		町長公室次長兼自治防災課長	
	中定 昭博		南 智樹
産業住民部長	新城 正俊		
産業住民部次長兼住民人権課長		産業住民部次長兼生活環境課長	
	谷野 彰俊		小倉由紀夫
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
			大谷 貴利
教育部長兼教育総務課長		教育委員会理事兼学校教育課長	
	村田 健次		石本 秀樹
消 防 長	岸田 健二	消防次長兼予防課長	下川 浩幸
		(各課課長同席)	

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
係 長	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長（北村 孝議員）

ただいまから、会議を開きます。

（「午前１０時００分」開会）

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

柏原事務局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和６年第３回忠岡町議会定例会議事日程（３日目）について、ご報告申し上げます。

日程第１ 報告第６号 令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第２ 報告第７号 令和５年度継続費精算報告書の報告について

日程第３ 報告第８号 専決処分の報告について
（損害賠償の額を定めること及び和解について）

日程第４ 報告第９号 専決処分の報告について
（損害賠償の額を定めることについて）

日程第５ 議案第３６号 専決処分の承認を求めることについて
（令和６年度忠岡町一般会計補正予算（第３号））

日程第６ 議案第３７号 令和５年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分について

日程第７ 議案第３８号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

日程第８ 議案第３９号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

日程第９ 議案第４０号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正について

日程第１０ 議案第４１号 令和６年度忠岡町一般会計補正予算（第４号）について

日程第１１ 議案第４２号 令和６年度忠岡町一般会計補正予算（第５号）について

- 日程第12 議案第43号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第44号 令和6年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 認定第1号 令和5年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第2号 令和5年度忠岡町下水道事業決算認定について
- 以上のとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

日程第1 報告第6号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを、議題といたします。

本件についての説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第6号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率4指標の状況と公営企業における資金不足比率について報告するものであります。令和5年度は、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに実質収支が黒字であったため、算定上マイナス数値となることから、公表上はバー表示となっております。

次に、実質公債費比率については、標準税収入額及び普通交付税が増となったことなどにより、標準財政規模が大きくなったため、前年度に比し0.4%減の5.6%となりました。

次に、将来負担比率については、実質公債費比率と同様、標準財政規模が大きくなったことや地方債の返済を着実に実行していることなどから、前年度に比し3.1%減の18.0%となりました。

最後に、資金不足比率については、算定対象は下水道事業会計のみとなりますが、資金不足が生じておりませんので、公表上はバー表示となっております。

以上、本町の財政につきましては、これらの指標において全て早期健全化基準を超えていないことをご報告させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

報告は以上のとおりです。

この件について質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって報告第6号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第2 報告第7号 令和5年度継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

本件についての報告を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第7号、継続費精算報告書の報告につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、一般会計予算において継続費を設定し執行しておりました（仮称）東忠岡地区認定こども園整備事業について、令和5年度で事業が完了しましたので、継続費精算報告書を報告する次第であります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

報告は以上のとおりです。

この件についてご質疑をお受けします。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって報告第7号 令和5年度継続費精算報告書の報告についてを終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第3 報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）を、議題といたします。

本件についての報告を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第8号、専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

本件は、令和6年4月8日、泉北郡忠岡町東2丁目26番21号地先において発生した事故について、相手方と損害賠償額1万2,640円をもって和解し、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年7月5日付をもって専決処分したので、同条第2項の規定によりご報告する次第でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

報告は以上のとおりです。

この件について質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

松井議員。

7番（松井匡仁議員）

すみません、せんだって全員協議会で、あらかた日時とか場所とか、側溝の蓋が外れてけがをされたというふうな説明は頂戴いたしました。

でも、この側溝の蓋が外れた原因というのは何なんでしょうか。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

改めて、発生状況のほうをご報告させていただきます。

被害者は、通院のため事故発生現場を走行していたところ突然、道路側溝が外れ転落、約30センチの側溝でございました。それで手足に軽い打撲を負ったものでございます。

事故発生の原因につきましては、側溝蓋の裏側についているずれ防止金具が経年劣化していたため欠損したことにより、蓋がずれたことによって発生したものでございます。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井匡仁議員）

ありがとうございます。

では、経年劣化ということは、その周りの同じときに作られた蓋なんかも、同じときにできているんですから全部経年劣化になっていると思うんですが、その辺は調査をされましたか。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

調査のほうはしております。今回、落ちた側溝の蓋の部分なんですけれども、側溝を調整するために幅がちょっと狭いような状態になっておりました。そこで止め金具のほうがちょっと経年劣化で外れて、がたつきがしやすいような状況になっていたものでございます。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7 番（松井匡仁議員）

ありがとうございました。よく分かりました。

これね、事故っちゅうのはもうしゃあないです。起きた後どうやこうや言うてもしゃあないこと。この手の事故言うのは調査して、原因突き止めて改善する、これが一番大事やと思いますので、きっちりやっていただいておりますので、これからどうぞよろしくお願いします。

議長（北村 孝議員）

質疑ございませんか。

河野議員。

1 2 番（河野隆子議員）

今、事故の原因についてはご説明がありましたので、その点については分かりました。

町内には、このように鉄板がかけられて、そこが歩道になっているといったところが少なくないというふうに思います。また、水道敷きの上にがたがたになったコンクリート蓋、こういうのもかかっている状態で、やはりこういったところにけつまずいて以前、骨折されたという話もございましたので、やはり今回の原因は経年劣化というところではあります。で、町内でやっぱり数か所そういったところがあると思うんですね。ですので管理・点検については、引き続き重々にやっていただきたいというふうに最後お願いしたいのですが、その点についてもう一度、ご答弁お願いできますでしょうか。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

管理・点検の件でございます。

事故、現場付近については点検を行い、経年劣化した側溝蓋を強固な縞鋼板に取り替えてございます。また、町が管理している側溝に特化した点検は行っていないが、シルバー人材センターに委託している道路等の保守業務の中で、側溝に不具合があれば通報していただいております。また、職員によるパトロールについても不定期で行い、側溝の保守管理に努めております。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野隆子議員）

シルバーさんはよく歩道とかそういったところで草も刈っていただいて、よく細かいところまで目が行くと思いますので、その点についてはシルバーさんからの報告というのがありますでしょうが、やはり管理責任というのは町でありますので、今回のような住民がけがをすることのないように、点検をきっちりとしていただきたいというふうに思います。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

今後このようなことがないよう、道路維持・管理・保守に努めてまいりますので、よろしくをお願いします。

議長（北村 孝議員）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑ないものと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）を終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第4 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第9号、専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

本件は、令和5年11月分の職員の住民税の納付に当たり、納期限を経過したため、地方税法第326条の規定に基づき発生した延滞金2,700円の支払いにつき、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年1月11日付をもって専決処分したので、同条第2項の規定によりご報告する次第でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

報告は以上のとおりです。

この件について質疑をお受けいたします。

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

では、この専決処分の案件について質問させていただきます。

まず、原因の部分なんですけれども、理事者側の報告のほうでは、担当の職員さんが送信ボタンを押し忘れていて、うっかりミスで起こったということは伺っております。その結果、損害が発生したということなんですけれども、以前も同じように業務をうっかり忘れておられて損害が発生したケースがあったと思います。そのケースで、確か本庁を処分していたと思いますけれども、この案件についても、公平性の観点といいますか、処分は検討されているのかというところが1点。

あと、そのうっかりミスを起こしましたという根本の原因のところで気になるのでお聞きします。やっぱり本庁の職場内でも業務分担っていうんですか、業務の配分のところで、特定の職員さんに業務のしわ寄せが行ってるとか、偏って配分されているといった環境があって、もしかしてそういう職員さんが疲弊してというんですか、疲れてうっかりミスを起こしてしまったとか、逆に、いや、そうじゃないんですと。たまたま本当のうっかりミスで起きたんですというのか、そこら辺の原因と併せてお聞きしたいと思います。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

まず、ミスについての処分についてはどうかというところでございます。個々の案件の処分の結果はお答えできないんですけれども、ただ、本件に関しましては、当然のことながらミスを犯しております。それから、町に損害を与えておりますので、注意というところを行っているところでございます。

それから、原因というところでございます。業務過多になってということなのか、本当のケアレスミスかというご指摘ですけれども、業務については、1人の職員に偏ることのなように主担・副担というのを与えているところでございます。その中でもやはり業務の繁忙期というのがありますので、時期的には時間外勤務が重なる時期というのとは出てきているのも現実ではございます。

今後は、DX化等も進め、効率化を図りながら職員の働きやすい環境、ミスの起こらない環境を構築しようと思っております。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

まず、処分の部分ですけれども、公室次長さんが覚えていないとおっしゃってましたけど、きちんと議会に報告されていますので、だから私も覚えているんです。

遅延というか、損害を町に発生させたというところで今、注意されているということですが、それがいわゆる懲戒処分に当たる部分なのか、当たらないのかという観点で私はお聞きしているので、今お答えされているのが口頭注意という意味やと思うんですけれども、それが懲戒処分なのかどうなのかというところで教えていただきたいというのが1点。実際、過去に同じように町にそういう遅延させて損害金を発生させた案件で懲戒処分をしましたと議会に報告されているので、ですので、公平性の点でお聞きしたわけです。

あと、原因のうっかりミスの部分ですけれども、なぜこれを聞いたかといいますと、実際、私もつい最近なんですけれども、たまたま気づいたら帰るのが夜11時ぐらいになったときがあったんです。そのときにちょっと5階をのぞいてみたんです。そしたら、人事部局の職員さんが必死にパソコンに向かって仕事されていたんです。で、何してんの、こんな時間まで。早よ帰りやって言って帰ったことがあったんですよ。

なので、私も常々、庁の人事異動とか、あと配席図を頂いてみてますけれども、やはり庁に限ったことではないですけれども、どこの職場でもそうやと思いますが、仕事はできる人に振ってくると言いますので、本町の組織の中でも、ちょっとやっぱりできる方に仕事、業務が偏っているんじゃないかなとか、業務分担不均衡っていうんですか、不公平っていうんですか、そういうのを感じなくもないんです。

なので、もしかしてせんだってのそういう夜遅くまで残っておられたとかいうのもあったんで、その残っておられた方も昼間も必死にされている優秀な職員さんやったりもし

ますので、もしかしてそういう職員さんが疲れて、本当は起こしたら駄目なんだけれども、うっかりミスで疲れてしまってやむを得ずヒューマンエラーを起こしたりであれば、処分される事案やったとしても、ちょっとやっぱりそこは情状酌量というか、一概にその職員さんを責められへんのん違うのかなと思ったんで質問させていただいたんです。

ですので、今回の案件がどの職員さんの担当やったか知りませんが、もしそういうヒューマンエラーが起きる環境があったんやとすれば、一義的にはその職員さんが問題やとは思いますが、やっぱりそういう環境に置いた管理職が責任を問われるべきやと私は思っていますので、そこはきっちり人事、それから管理職を含めて業務分担、職場環境というのは管理していただきたいというところはお願いしたい、これもご答弁お願いします。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

まず、懲戒処分かどうかという問いでございました。懲戒処分には当たらない、注意という形になります。

それから、この件につきましては、私どもも同様のケースというのはいろんな市町村に問合せをしております。多いというところはちょっと語弊がありますが、レアケースでもないものでした。それぞれに懲戒処分までは至らず、ケアレスミス、注意が足りなかった、また、今ご指摘のとおり、その後のチェック体制というのができていなかったというところで、いずれにところにおいても懲戒処分、もちろんそこに故意というのが加わればまた違いますけれども、というのが私どもと同様の考えでありましたので、私どももそういう判断をした次第でございます。

それから、先ほど職員のことをご心配いただいてありがとうございます。先ほども申し上げたんですが、繁忙期というのはやはりありますので、その時期は、議員がお会いになった職員というのは、そのとき1名しかいなかったかと思うんですが、当時の繁忙期であればその課はほぼ全員の職員が、日によっては1人になるタイミングもありますしというのはありますけれども、先ほどの答弁と同じように業務の平準化といいますか、1人に負担の行かない形にやっていっておりますので、その辺はご理解お願いいたします。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

業務の配分のところは分かりました。しっかり管理していただいて、職員さんが内心、何で人の分まで尻拭いせなあかんねんと、よくある苦情というか愚痴ですけれども、そう

いうことがないようにお願いしたいというところです。

あともう一点。そもそものところでお聞きしたいんです、案件の内容という部分ではなくて。この今回のこの専決処分の議案、報告ですけれども、本来であれば3月議会で上程されるべきものが、6月議会も失念されて今回上がってきたというところです。

本来、専決処分というのは、町長決裁ですので町長、副町長がチェックされています。特に専決処分は首長の専権事項です。杉原町長は、ご自分が先決されている。なおかつ、杉原町長、我々忠岡町議会の先輩議会人出身です。であれば、専決処分は議会に上程するのは当然とか、知ってて当然なんですよ。月に10個も100個もいっぱいあるのであれば、うっかり忘れて1個ぐらい抜けてても仕方ないと思うんですけれども、専決処分ってそんなにないでしょ。ご自分が長の専権事項ということで専決処分されているのを忘れるんかなと、正直、議会議員側のこちらからすると、そんなんあるんかいなと思うところがあるんです。

ですので、これは杉原町長にお聞きしたいんですけれども、やっぱり議会人出身として、議会に上程すべき議案を2回忘れていたということはどうお考えなのかというところ。

もう一つ、これは実際に事前の会派のレクの時もそうですし、せんだっての議会の場でも、担当の管理職の方が議会に対して謝罪されていましたがけれども、これは本来、やっぱり首長の杉原町長が議会に対して謝るべきじゃないんでしょうか。

よろしくお願いします。

議長（北村 孝議員）

規定の3回を超えておりますので、答弁をもって質疑を終結いたします。

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

決裁後の事務的な手続のことであれば、担当に任せているという状態でございます。最終的には責任は私にありますし、今後、二度とこのようなことがないように指導していくし、また、チェックもししっかりとやっていくということで、ご勘弁を願いたいと思っています。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

他にご質疑ありませんか。

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

先ほどの勝元議員を同じような質問になると思うんですけれども、私のほうからは、先ほどこの議案が1月11日に専決されているにもかかわらず、3月、6月で報告忘れということだったので、まず、この報告忘れについてのチェック体制はどうだったのかというのが1点と、今回こういう形で起こってしまったので、今後についての対応策はどのよう

にされるのか、この２点をお伺いしたいと思います。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

本件は専決処分ですので、決裁を終えております。その後、議案の報告として総務課への提出を怠ったものでございます。決裁以外のチェック機能というのはございませんでした。

それから、本件報告後、副町長から関係部署が招集されました。その際の指示は、ミスが起こることを前提とし、チェック機能が働く運用を検討するよう指示があったところでございます。

その後、関係部署で検討いたしました。改善策としましては、現在は議会前に総務課に案件を報告することになっておりますが、今回のようにもうちょっと前のタイミングで事象が起こっているものであったり、法改正が既に１年先というのが決まっているケースなどもございますので、今のように総務に提出するのが議会のちょっと前ということではなく、総務課へ随時報告できるようなシステムを運用していくこととなりました。これにより、総務課と提案する原課が情報共有するといったところでチェック機能を働かせるというところになっております。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

５番（二家本英生議員）

こういうミスはできるだけないほうが当然良いことではあるんですけども、やっぱりミスが起こらないような形のチェック体制というのは必ず必要ですし、今回、総務課さんのほうで一旦、議案の仕組みを渡すということですけども、それだけじゃなくて、総務課さんは総務課さんできちんと議案を出すことのチェックは必要ですけども、原課としても、これが出ているかどうかの確認ということで、そういった意味でもダブルチェックという形でしていただいたら、今後のこういうミスというのは少なくなっていくのかなと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他にご質疑ありませんか。

松井議員。

７番（松井匡仁議員）

すみません、私、ちょっと知らなくて申し訳ないんですが、e L T A X（エルタックス）をそもそも扱っている部署というのはどこなんでしょうか。

この議案を読みますと、損害賠償の相手方のところに「岸和田市及び忠岡町」となっているんです。ちょっと意味が分かりません。何で忠岡町に損害賠償を払うんですか、教えてください。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

e L T A Xというのは電子納付システムでして、本来、町の支出等につきましては、会計課が振込の手続等を行っております。もちろん支出名ではやっておりますが、その後の送金というのがこのe L T A Xというシステムを使って送ることになっております。ちょっと全員協議会のときと重複するんですけれども、職員の町・府民税、市・府民税をその所在地の役所に送るものでございます。

忠岡町と岸和田市、なぜ忠岡町も入っているのかというところですが、今回は同じ役所ではございますけれども、私どもは職員の給料から天引きしている特別徴収の義務者という位置です。損害を請求している忠岡町というのは、税務課になります。これは、地方税法の規定に基づいて損害金、延滞金というのが計算されておりますので、当然ながら岸和田市と忠岡町だけ延滞金が発生したというところでございます。

以上です。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7 番（松井匡仁議員）

分かったような分からんような、払わなあかんということなんですね、忠岡町にも。分かりました。

もう一点。今、皆さんいろんなご指摘ありましたね、町長はご勘弁くださいとおっしゃっていましたが。これは改善策もいろんなことを皆さん、おっしゃっていました。

だけど町長、これね、ちゃんと町長が謝る。ほかの市、名前は言いませんけれども、ほかの市はテレビで謝っていました。町長がきちんと謝る、これも改善策の1つやと思います。そやから、「勘弁ください」って言うんじゃないくて、「申し訳ない」っていうことによって、やっぱり職員の気も引き締まるんで、きちんと謝るというのも一つやと思います。

以上です。

議長（北村 孝議員）

答弁よろしいですか。

7 番（松井匡仁議員）

はい、結構です。

議長（北村 孝議員）

他にご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これを持って報告第 9 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第 5 議案第 3 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度忠岡町一般会計補正予算（第 3 号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第 3 6 号、専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和 6 年度忠岡町一般会計補正予算（第 3 号）で、7 月 2 5 日付をもって処分した次第であります。今回の補正予算は 7, 9 4 6 万円の追加で、これを補正することにより、予算総額は 7 7 億 8, 4 7 9 万 3, 0 0 0 円となります。

歳入につきましては、第 1 4 款 国庫支出金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の計上、歳出につきましては、第 2 款 総務費で定額減税補足給付金の計上、住民税非課税世帯等支援給付金（こども加算分）の計上、住民税非課税世帯支援給付金（追加支給分）の計上であります。

どうぞよろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

是枝議員。

6 番（是枝綾子議員）

国の物価高騰対策の給付金と定額減税の補正ですね。一度、令和 6 年度の 3 月議会で第 1 号の補正予算で出ている分ではちょっと足りないの、追加の補正ということで出てき

ております。これは、話がまた半年前に遡る制度でありまして、令和５年度１２月議会でも、これが補正予算で非課税世帯と均等割のみかかっている世帯というところにも１世帯１０万円があった分の、令和６年度の税の確定で新たに非課税になったところと均等割のみという世帯になったという方への同じ給付ですね、１世帯１０万円と、そして、定額減税で４万円を引き切れなかった方への補足給付ということであります。

その世帯数を事前にお聞きしましたら、トータルで令和５年度１２月１日基準日で非課税の方２，３９４世帯に支払われた分と、令和５年度で均等割のみの方が２１８世帯というところで、これはこれでも令和５年度で終わっておりますが、今度令和６年度、新規に非課税になられた方２８３世帯というふうなことでお聞きしております。トータルで言いますと２，８９５世帯ですね。世帯数は、７月末の分でちょっと時期はずれますが７，９９２世帯、約８，０００世帯のうち、２，８９５世帯が対象という給付金制度であります。

それ以外の課税世帯の方は、所得制限等がありますけれども、定額減税の補足給付金ということで、これはまちまちで１万円から最大４万円、そういう方ではありますが、大体約３，０００人ぐらいということであります。全てこの給付金も定額減税も１回限りということであります。４人家族でも１人でも１世帯１０万円ということで、家族がたくさんある方は１０万円で物価高騰に本当に対応できるのかというところがあります。まちの声としては、消費税を５％に引き下げてもらったほうが本当に助かるという声があります。

物価高騰で消費税——国に入る税収が増えています。消費が冷え込んでいるということで、やっぱり消費拡大をしてこそその経済対策もしながらということをするべきだと思います。これは国からの事務が下りてきているのでやむを得ない事業ではありますけれども、これだけじゃやっぱり不十分だというふうに思います。

ここで今日お聞きしたいのは、物価高騰対策、不十分な対策でありますので、忠岡町の一般財源で例えば保険料やら公共料金の引下げ、学校給食無償化とか、そういった町独自の、町単費での物価高騰対策が必要ではないかというふうに思いますが、その点についてお聞きしたいです。

なぜそんなふうに言うのかというと、皆さんご存じだと思いますけれども、総務省が発表している数字が出ています。物価高騰が始まったのが２０２１年後半からです。３年前からこういう物価高騰がずっと続いてきているということで、本当に生活が大変になってきているという状況であります。

総務省によると２０２０年、その物価高騰が始まるその年の平均を１００とすると、２０２２年は１０２．１、２０２３年は１０５．２ということでかなり上昇していて、この物価上昇率は第２次オイルショックの影響があった１９８２年以来、４１年ぶりの高騰の大変な水準になっているということで、生鮮食料品を除く食品は８．２％の上昇ということで、これは１９７５年以来、４８年ぶりの上昇であるということで、本当に大変になっ

ているのにこの1回限り。そして、そこに最近また米が不足してしまして、この間、岸和田市のほうのスーパーの店頭に並んでいたということで、いつもは5キログラム2,500円のお米が4,200円で売っていたということで、なかなか売行きが悪かったそうです。そういう物価高騰に輪をかけて今度の米不足の米の高騰ということで、本当にこれだけでいいのかと。これからまだ物価高騰は2%はずっと続くと、専門家も言っております。

ということで、これだけではやっぱり不十分だというふうに私は思います。やはり忠岡町独自に取り組む必要がここで出てくるのではないかなということなんですが、いかがお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦町長公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦町長公室長）

物価高騰のご質問でございますけれども、国のほうが非課税世帯、また、住民税均等割世帯に各10万円を支給しているところでございます。また、これらの世帯に属さない、合計所得金額1,805万円以下の方に対しましては、所得税・住民税合わせまして1人4万円の減税、または、減税し切れない差額については給付しているところでございます。

このようなことから、本町におきましては現在のところ、独自での給付は考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝綾子議員）

物価高騰対策は、忠岡町独自にできないことはないと思います。財政もかなり良くなってきておりまして、もうシビックセンターの返済は終わったので、家のローンが終わったら家計が楽になるのと同じ状態で、やはり3億円ずつ余っているから、平成31年で返済は終わっておりますので、令和に入ってからはずっとたまる一方なんですね。この間の決算で、これから上程されますけれども、結果は17億円を超える財政調整基金がたまっている。令和5年度では5億円以上積み増したという状況ですので、その中の一部を使ってもやっぱり住民が困っている、国民が困っているのは住民が困っているということですので、国がなかなかできない、遅いのであれば、忠岡町で先行してやっていこうということが忠岡町に求められているのではないかと思います。一切何もしないということでもいいのかということですが、やっぱりしていけないといけないんじゃないかなというお考えはないでしょうか。町長にお聞きしたいと思います。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

今ほど担当課もいろいろ説明を聴きながら、真剣に考えながら、今後そういうときがまたありましたら、そのときは再度考えていきたいと思います。現時点ではそういう考えはないということでございます。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝綾子議員）

現時点ではないということですが、担当課も職員さんの声や窓口でいろいろ聞いていらっしゃると思います。そういった声、また、直接町内の住民の声を聴いて、やはり余っている財源を有効に活用していくと、今使わないでいつ使うのかというところだと思いますので、ぜひ財政支出をして物価高騰対策に取り組まれることを求めて、質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

答弁はよろしいですか。

6 番（是枝綾子議員）

同じだと思いますので。

議長（北村 孝議員）

では、他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑ないものと認めます。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第３６号 専決処分の承認を求めることについて（令和６年度忠岡町一般会計補正予算（第３号））を採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第６ 議案第３７号 令和５年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第３７号、令和５年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、令和５年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金１億２，７３６万３，８０４円のうち、減債積立金の取崩し額３，３６５万１，３８９円を資本金へ組み入れることについて、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第３７号 令和５年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分については、会議規則第３９条第１項の規定より、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第７ 議案第３８号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴

う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第３８号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、大阪広域水道企業団が共同処理する事務に、５市の水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、本規約を関係市町村との協議により変更するものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第３８号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議については、会議規則第３９条第１項の規定より、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第８ 議案第３９号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第３９号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、令和６年１２月２日以降は被保険者証の発行を行わなくなることから、本規約を関係市町村との協議により変更す

るものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第39号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、会議規則第39条第1項の規定より、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第9 議案第40号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正についてを、議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第40号、忠岡町国民健康保険条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、国民健康保険法の一部改正に伴い、令和6年12月2日以降は被保険者証の発行を行わなくなることから、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定を削除するため、改正を行うものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第40号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定より、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第10 議案第41号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第41号、令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、債務負担行為を追加するものであります。

内容につきましては、大阪・関西万博子ども招待事業について、4歳から高校生までの子ども及び4歳から中学生まで、また、障がいのある高校生の引率保護者1名の入場料を補助するため、令和6年度から令和7年度まで、限度額960万円を追加するものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

三宅議員。

8番（三宅良矢議員）

当初500万の予算で、今回960万円ということなんですが、その変遷の大きな理由だけをお答えください。

町長公室（立花 武彦町長公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦町長公室長）

当初は、財政的な支出を考慮するあまり非課税世帯に限るという選択をしておりましたが、できるだけ多くの子供たちに行ってもらいたいという趣旨から考えますと、やはり対象者を拡大すべきとの考えの下、修正させていただいたというところでございます。

議長（北村 孝議員）

よろしいですか。

8番（三宅良矢議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

他にご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第４１号 令和６年度忠岡町一般会計補正予算（第４号）については、会議規則第３９条第１項の規定より、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第１１ 議案第４２号 令和６年度忠岡町一般会計補正予算（第５号）についてを、議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第４２号、令和６年度忠岡町一般会計補正予算（第５号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は１億３，５４３万円の追加で、これを補正することにより、予算総額は７９億２，０２２万３，０００円となります。

歳入につきましては、第１０款 地方交付税で、普通交付税の計上であります。第１４款 国庫支出金で、子ども・子育て支援交付金（就学前施設補助事業分）の計上であります。第１５款 府支出金で、子ども・子育て支援交付金（就学前施設補助事業分）の計上であります。第１８款 繰入金で、財政調整基金繰入金の計上であります。第１９款 繰越金で、前年度繰越金の計上であります。第２０款 諸収入で、介護保険特別会計繰出金精算返還金の計上、低所得者保険料軽減負担金（国過年度分）の計上、低所得者保険料軽減負担金（府過年度分）の計上であります。第２１款 町債で、臨時財政対策債の計上であります。

歳出につきましては、人件費において、職員異動等に伴う調整額を各款に計上しております。

その他につきましては、第２款 総務費で、財政調整基金積立金の計上、防災行政無線操作盤主制御装置修繕料の計上、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業費において、物価高騰対策事業者支援金を減額し、町立小中学校給食費助成金に予算を組み替えるものであります。第３款 民生費で、前年度の事業費確定に伴う府負担金精算返還金

の計上、低所得者保険料軽減繰出金（精算分）の計上、介護給付費繰出金（精算分）の計上、子育て支援センター業務委託料の計上であります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、文書管理システム及び電子決裁システム導入業務委託について、期間は令和6年度から令和7年度、限度額2,114万4,000円を追加するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、臨時財政対策債において限度額を1,829万円に変更するものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第42号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）については、会議規則第39条第1項の規定より、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第12 議案第43号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第43号、令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は22万円の追加で、これを補正することにより、予算総額は19億6,462万4,000円となります。

歳入につきましては、第3款 国庫支出金で、国保制度関係業務事業費補助金の計上であります。

歳出につきましては、第1款 総務費で、帳票印刷業務委託料の計上であります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第43号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)については、会議規則第39条第1項の規定より、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長(北村 孝議員)

日程第13 議案第44号 令和6年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

杉原町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第44号、令和6年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は5,660万3,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は17億4,509万8,000円となります。

歳入につきましては、第7款 繰入金で、前年度の介護給付費負担金及び低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う負担金、第8款 繰越金で、前年度繰越金の計上であります。

歳出につきましては、第4款 基金積立金で介護給付費準備基金積立金、第6款 諸支出金で前年度の介護給付費、地域支援事業費及び事務費等の確定に伴う国庫支出金等の精算分の計上であります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(北村 孝議員)

提案理由は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第44号 令和6年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、会議規則第39条第1項の規定より、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第１４ 認定第１号 令和５年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について並びに日程第１５ 認定第２号 令和５年度忠岡町下水道事業決算認定について、以上２件を一括して議題といたします。

これより、各決算認定に関する提案理由の説明を求めます。

まず、認定第１号 令和５年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、概要説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

認定第１号、令和５年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会に提出し、認定を賜る次第でございます。

一般会計につきましては、歳入決算額８億７千万５,８８０万５,７２７円、歳出決算額８億６千万５,１０３万９,３４６円、差引１億７千７６万６,３８１円は、令和６年度へ繰越しをいたしました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計につきましては、歳入決算額１億８千５４万７,９５９円、歳出決算額１億１千１１万６,９２７円、差引７千４３万１,０３２円は、令和６年度へ繰越しをいたしました。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入決算額１億１千３８万４,３４７円、歳出決算額１億６千万５,９４６万４,２３４円、差引５,１９２万１千１３円は、令和６年度へ繰越しをいたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額５億４,２１６万３,１１１円、歳出決算額５億３,２７３万４,３４８円、差引９千４２万８,７６３円は、令和６年度へ繰越しをいたしました。

以上、各会計別決算額を申し上げますが、内容につきましては事項別明細により審議の上、ご認定賜りますようよろしく申し上げます。

議長（北村 孝議員）

次に、認定第２号 令和５年度忠岡町下水道事業決算認定について、概要説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

認定第2号、令和5年度忠岡町下水道事業決算認定について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会に提出し、認定を賜る次第でございます。

収益的収支につきまして、収入では、下水道事業収益8億6,30万5,146円、支出では、下水道事業費用7億5,438万9,408円となり、収支差引1億591万5,738円の純利益となりました。

次に、資本的収支につきましては、収入では、資本的収入4億7,536万3,680円、支出では、資本的支出8億8,006万124円となり、繰越財源を除き、収支差引4億493万5,124円の収支不足であります。損益勘定留保資金等で措置しております。

以上、決算数値を申し上げましたが、内容審議の上、ご認定賜りますようよろしく申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案者の概要説明は以上のとおりです。

お諮りいたします。

本件は、先例により、6名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、以上2件は、6名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、私から指名いたします。

今奈良幸子議員・小島みゆき議員・二家本英生議員・松井匡仁議員・尾崎孝子議員・河

野隆子議員、以上6名を指名いたします。

この指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、ただいま指名いたしました6名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

議長(北村 孝議員)

議事の都合により暫時休憩をいたします。

11時10分より再開いたします。

(「午前10時59分」休憩)

議長(北村 孝議員)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午前11時10分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(北村 孝議員)

この際、ご報告いたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、決算審査特別委員会の正・副委員長も決定いたしましたのでご報告いたします。

委員長に二家本英生議員、副委員長に今奈良幸子議員。

以上であります。

議長(北村 孝議員)

以上で、本日の日程は全て議了いたしました。

次回の会議は9月12日10時から開きます。本日はこれで散会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

(「午前11時10分」閉会)